

標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正について(概要)

今回の改正は、大別して下記3つの内容で構成されています。

【主な改正のポイント】

① 議会のデジタル化に関するもの

(1) 令和5年地方自治法改正に対応するもの(手続のオンライン化に関するもの)

(要旨) 議事日程の配布、議案の提出、発言通告書の提出など従来は文書で行われていた手続について、インターネット等を活用したオンラインによる手続で可能とする

(関係条文) 標準市議会会議規則第167条の2 等

(2) オンライン委員会に関する規定(参考条例として令和3年度に全市に示したものを一部修正)を標準の本則とするもの

(要旨) オンライン委員会の開催を可能とする

(関係条文) 標準市議会委員会条例 第15条の2 等

② 令和4年度検討会議での検討事項等を踏まえた全般的な見直しに基づくもの

(要旨) 常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運営上の支障となり得る条文を整理する 等

(関係条文) 標準市議会会議規則第159条 等

③ その他の改正について(都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と協議のうえ「現在の社会情勢等に照らし改正が適当」と判断された事項)

(要旨) 携帯品を「外とう、えり巻、つえ、かさ」から「コート、マフラー、傘」に改める 等

(関係条文) 標準市議会会議規則第152条

【留意点】

※ 令和6年4月1日に改正地方自治法が施行されますが、施行に合わせて標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正が法的に求められているわけではありません。

※ 今回の改正は、従来の文書による手続にオンラインによる方法を加えたものです。